



国民健康保険の海外転入者の高額療養費に係る算定誤りについて

1 概要

海外から転入され1月1日時点で日本国内に住所を有しない方（海外転入者）がいる世帯について、高額療養費制度（※）における自己負担限度額区分を適用するに当たり、「市民税課税世帯」の区分を適用すべきところを、誤って、より自己負担額が低額となる「市民税非課税世帯」の区分を適用していたため、過支給が生じたものです。

※ 高額療養費制度とは、医療機関等の窓口において患者が支払う医療費及び入院時食事療養費の一部負担金の額が法令に規定する自己負担限度額を超えた場合、高額療養費として差額を支給する制度です。

2 発覚した経緯

会計検査院から本事案が各都道府県の市区町村で複数発生しているとの指摘を受け、6月27日に、広島県健康福祉局国民健康保険課長から、各市町で事務の執行状況を確認の上、適切に対応するよう事務連絡があり、本市で時効（5年）分を除く令和2年7月分から令和7年5月分について調査したところ、高額療養費の過支給が判明したものです。

3 影響

過支給 11世帯 847,217円

（1世帯当たり18,470円～308,113円）

※ 適用区分を誤っている限度額適用認定証の有効期限が令和7年7月末までとなっているため、今後、令和7年6、7月に該当する世帯が医療機関等で支払いを行った場合、過支給が生じる可能性があります（本市にレセプトが届くまで2か月程度要するため、9月頃に確認する予定）。

【参考】

呉市国民健康保険加入者（令和7年4月1日現在）

22,693世帯 31,151人

4 原因

1月1日時点で日本国内に住所を有しない海外転入者がある世帯の自己負担限度額について、制度本来の趣旨を考えず法令に対する理解ができていなかったことから、誤って「市民税非課税世帯」の区分を適用し、過支給が発生したものです。

5 対応状況

対象世帯の方に謝罪と説明を行った上で、過支給分の返還をお願いします。

6 再発防止策

業務の実施に当たっては、制度本来の趣旨をよく考え、法令を担当職員や決裁者全員で理解した上で、取り組むことを徹底します。

また、法令等で疑義等が生じるものについては、広島県等へメールなどにより確実に確認した上で決裁を行います。